○信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

平成10年10月１日信濃町条例第24号

信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為によって生じる環境の悪化及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　土砂等　土砂、砂利その他の土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(２)　事業　土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為をいう。

(３)　事業区域　事業を施行する土地の区域をいう。

(４)　事業主　事業区域の土地の所有者、占有者又は管理者のいずれかの者で、当該土地の管理を主体的に行っていると認められる者をいう。

(５)　事業施行者　事業を施行する者をいう。

(６)　事業主等　事業主及び事業施行者をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、次に掲げる事業に適用する。

(１)　事業区域の面積が500平方メートル以上の事業

(２)　事業区域の面積が500平方メートル未満の事業であって、当該事業の事業区域に隣接する土地において当該事業を施行する日前１年以内に施行された事業（現在施行中のものを含む。）の事業区域の面積を合わせて500平方メートル以上となるもの及び数年次に渡る事業であって、全体として一事業計画とみなされ500平方メートル以上となるもの

２　前項の規定にかかわらず、この条例は、次に掲げる事業については、適用しない。

(１)　国又は地方公共団体その他の公共団体が行う事業

(２)　法令の規定により許可、認可、確認等を受けて行う事業。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第４条及び第５条の規定による許可及び届出については、この限りでない。

（事業主等の責務）

第４条　事業主等は、事業を施行するに当たり、災害を防止し、生活環境を保全するため万全の措置を講じなければならない。

２　事業主等は、事業を施行するに当たり、あらかじめ当該事業の施行に係る土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに、当該事業の施行に係る苦情あるいは紛争が生じたときは、その事業を直ちに停止し、誠意と責任を持って解決しなければならない。

３　事業主等は、事業により公共施設を破損したときは、直ちに原状回復しなければならない。

（事業の許可）

第５条　事業主等は、本町の区域内において事業を施行しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(２)　事業区域の位置、区域及び規模

(３)　事業計画

(４)　事業の請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(５)　その他規則で定める事項

３　町長は、第１項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が規則で定める施行基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

（事業の変更許可）

第６条　前条第１項の許可を受けた事業主等は、前条第２項各号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可については、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（完了の検査等）

第７条　事業主等は、事業が完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出て、当該事業が許可の内容に適合しているかどうかについて町長の検査を受けなければならない。

（監督処分）

第８条　町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によって与えた許可を取り消し、又は事業の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて災害防止及び生活環境の保全のための必要な措置を採ること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

(１)　この条例の規定に違反している者

(２)　この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(３)　詐欺その他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

（聴聞）

第９条　町長は、前条の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該処分又は措置に係る者に出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、この者が正当な理由がなく聴聞に応じないとき又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

（報告の聴取）

第10条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、事業主等に対し、その事業の状況について報告を求めることができる。

（立入検査）

第11条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業に係る土地に立ち入らせ、帳簿書類及び施設その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（標識の設置）

第12条　事業主等は、事業の施行期間中事業区域の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第14条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(１)　第５条第１項又は第６条第１項の規定による許可を受けないで事業を行った者

(２)　第８条の規定による命令に違反した者

２　次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(１)　第７条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(２)　第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(３)　第11条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第15条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、平成11年１月１日から施行する。